第2期 佐世保市地域福祉計画の考え方 (案)

≪初期段階≫ ≪困難事例≫ (主体) (主体) 主に民生委員 社会福祉協議会 児童委員 ●簡単な代理・補佐 ●法定後見斡旋 行為 専門 ←支援 ●財産管理(権利擁護) ●簡単な制度説明 要請→ 機関 支援 ●その他軽行為支援 ●その他法律行為支援 要請→ ●カウンセリング 生活 ←支援 ●簡単な相談(見守り) 専門 ●ケースマネジメント 要請→ ●身近な機関への繋ぎ 機関 支援 ●その他日常生活支援 ●その他日常生活支援 要請→ 体制づくり ●困難事例ケアカンファ 機能 ●ケアカンファレンス参加 ←支援 レンス参加 専門 ●サロン呼びかけ 要請→ ●介護予防技術支援 支援 機関 ●その他保健分野の紹介 要請→ ●専門職種との連携

地域包括 ケアシステム 介護 生活 支援 高齢 住宅

地域支援

個

別

支

援

(
	≪小地域≫ (主体) 主に民生委員・ 児童委員		《福推協単位》 (主体) 社会福祉協議会		《全市単位》 (主体) 佐世保市	
地域支援 ネットワーク づくり	● ふれあいネット誘導 ● 災害時要援護者誘導 ● その他小組織化支援	←支援 要請→	● ふれあいネット推進 ● 地域組織化支援 ● 地域間交流促進	←支援	●補助金支出 ●他機関(部局)調整(※1) ●災害時要援護者支援計画 ●広報·啓発	
ボランティア福祉教育支援	●福祉サホーター発掘 ●身近な福祉教育 ●ボランティアニース・抽出	←支援 要請→	●福祉サポーター育成 ●体験学習・出前講座 ●ボラセン運営	←支援 要請→	●補助金支出 ●他機関(部局)調整 ●広報・啓発	
福推協支援			●福推協だより発行支援 ●福推協補助金支出 ●研修会・技術支援	←支援	●補助金支出 ●研修会·技術支援 ●広報·啓発	
			\			J
(※1 民間配達事業者(新聞・宅配等)との見守り協定等を含む)						

「地域福祉活動」が どんな活動かを、 具体的に定義した ものはない。

進

捗

管

理

仕組みづくり

主に 身体機能の低下 生活機能の低下 若しくは これらの予防活動 を地域でする ことを 「地域福士の」 とする。

対象はすなわち 「社会福祉法」 の範疇である。

≪民間領域≫ ≪公的領域≫ (主体) (主体) 佐世保市 社会福祉協議会 連携 ●事業自己評価 ●計画評価 進捗 ●推進委員会対応 ●推進委員会運営 管理 ●PDCAサイクル実施 ●PDCAサイクル実施 協力 ●地域福祉体系管理 ●109条事業企画 連携 制度 ●社会福祉推進(※2) ●地域組織体系整理 ●保健医療福祉一体推進 設計 ●社会資源把握·調整 協力 ●システム基盤整備 ●基金運用 ●共同募金推進 連携 財源 ●事業効率化 ●白主財源確保 ●国·県補助事業獲得 確保 ●国·県補助事業獲得 協力 (※2 災害時用援護者を含めたケース・施設管理システムを含む) 第2期 佐世保市 地域福祉計画 基本骨子